

# 新型コロナウイルス感染症の 影響を受けた事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、厳しい経営環境に直面している事業者の事業継続を支援するため、店舗を所有する方に「事業継続給付金」を支給します。

対象者	■新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月から9月において、売上高の減少率等が以下のいずれかに該当する店舗(※1) ・1か月の売上高が前年同月比で50%以上かつ10万円以上減少 ・連続する3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上かつ18万円以上減少 ■西都市内に店舗(※2)を所有する商工業者(小規模事業者に限る。)もしくは誘致企業
支給額	■店舗部分の床面積に応じて、次のとおりを支給する。 ①250㎡以上 50万円 ②150㎡以上250㎡未満 30万円 ③150㎡未満 10万円
申請期間	■令和2年8月1日から令和2年11月30日まで ※当面の間、郵送のみの受付となります。申請に必要な様式は、市ホームページに掲載する他、ご希望される場合は、関係書類を郵送いたします。
必要書類	■持ち店舗事業継続給付金交付申請書兼請求書 ■売上高が減少したことを証する書類(確定申告書、試算表等) ■建物の所有者、種類および床面積を証する書類(※3) (登記事項証明書、固定資産課税台帳または固定資産税納税通知書等) ■その他必要と認める書類(※4)

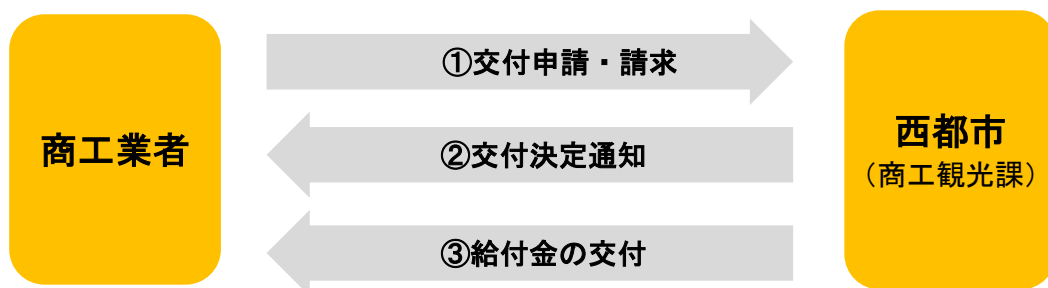
※1 創業等により前年比較ができない場合は、令和2年2月までの平均売上高と比較する

※2 店舗とは、飲食サービス業、宿泊業、小売業およびサービス業その他不特定多数の個人の来客を前提とする業種に供する建物をいう

※3 建物の一部を店舗としている場合は、平面図や間取図等により店舗部分の面積を算出すること

※4 登記事項証明書等に記載された建物の種類が現況と異なる場合は店舗の写真を提出すること

## <手続きの流れ>



【お問い合わせ先】 西都市新型コロナウイルス感染症対策室(商工観光課)  
電話: 0983-43-3222 FAX: 0983-43-2067